

社会福祉法人加西市社会福祉協議会
処遇改善加算手当及び特定処遇改善加算手当に関する支給要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「法人」という。）嘱託職員就業規則第40条第1項第6号及び非常勤職員就業規則第34条第1項第6号に基づき、介護職員の賃金水準を引き上げ、介護職員の確保と定着を図ることを目的に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する支給において、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、嘱託職員就業規則第4条及び非常勤職員就業規則第4条によって採用され、かつ法人が処遇改善の対象者と定めた者に適用する。ただし、特定処遇改善加算手当については、職員就業規則第5条によって採用され、かつ法人が処遇改善の対象者と定めた者にも適用することができる。

第2章 処遇改善加算手当

(対象職種)

第3条 対象職種は、ホームヘルパー、サービス提供責任者、生活支援員（障害福祉サービス）、サービス管理責任者のいずれかの職種とする。

(算定対象者)

第4条 算定対象者は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の算定時において、4月1日に在籍していた者
- (2) 当該年度の支給時（賃金改善実施期間7月～6月）において、在籍している者

(支給方法)

第5条 支給方法は、嘱託職員については給料月額、非常勤職員については時間給において昇給分に充当して支給する。

2 算定にあたり、第6条に定められた控除後の残高は、予め各事業所において定められた算出表に基づき、第7条の支給日に一時金として全額を払い出す。

(控除方法)

第6条 控除方法は、当該年度における処遇改善加算総額から、第3条及び第4条に該当する者の当該年度における支給総額の内、ベースアップや定期昇給分（以下「昇給分」という。）及び賞与や法定福利費等の事業主負担の増加分を控除する。ただし、賃金水準となる基準点は、初めて処遇改善加算を取得した平成24年4月の前年度となる平成23年4月を基準点とする。

2 前項に関わらず、新設された手当等も控除することができる。

(支給日)

第7条 第5条第2項の一時金の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

- (1) 4月～1月分については、3月31日
- (2) 2月～3月分については、6月30日

第3章 特定処遇改善加算手当

(対象資格)

第8条 対象資格は、次のとおりとする。ただし、各事業所において現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合は、その者を除く。

- (1) 介護保険事業においては、介護福祉士資格を有する介護職員
- (2) 障害福祉サービス事業においては、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する介護職員、並びにサービス管理責任者、サービス提

供責任者に従事している者

- (3) 法人が認めた者（第9条第1項第2号及び第3号）
- (4) 当該年度の算定時において、4月1日に在籍していた者
- (5) 当該年度の支給時（賃金改善実施期間7月～6月）において、在籍している者（算定対象者）

第9条 算定対象者は、次のとおりとする。

- (1) 経験・技能のある介護職員
前条第1項第1号又は第2号に該当する者とともに、他の法人における経験も含め、経験年数が10年以上の介護職員として、法人が認めた者
- (2) 他の介護職員
経験・技能のある介護職員を除く介護職員
- (3) その他の職種
介護職員以外の職員
(除外規定)

第10条 国の定めるとおり、前条の経験・技能のある介護職員のうち、一人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であることを前提条件とした場合、特定処遇改善加算総額が、特定の介護職員（リーダー級）一人あたりの賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を下回る場合は、前条第1項第2号及び第3号の職員へは、法人の判断により支給しないこともある。

2 現時点において、前条第1項第2号及び第3号の職員には支給しない。

(支給方法)

第11条 算定にあたり、第12条に定められた控除後の残高は、予め各事業所において定められた算出表に基づき、第13条の支給日に一時金として全額を払い出す。

(控除方法)

第12条 控除方法は、当該年度における特定処遇改善加算総額から、第8条及び第9条に該当する者の当該年度における支給総額の内、昇給分及び賞与や法定福利費等の事業主負担の増加分を控除する。ただし、賃金水準となる基準点は、初めて特定処遇改善加算を取得した令和元年11月の前年度となる平成30年11月を基準点とする。

2 前項に関わらず、新設された手当等も控除することができる。

(支給日)

第13条 第11条の一時金の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

- (1) 4月～1月分については、3月31日
- (2) 2月～3月分については、6月30日

第4章 その他

(法令との関係)

第14条 この要綱に定めのないものについては、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の制度に関して、厚生労働省が発する告示及び兵庫県の制度に関する説明等を参考にし、法人が決定する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。